

# バ　　プ　　テ　　ス　　マ　　契　　約　　書

祝福者 父なる神（以下「甲」という。）と聖約者 山田 太郎（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

## （義務）

第1条 甲及び乙は、以下に定める各条項を履行しなければならない。

## （目的）

第2条 乙が下記の聖約事項を実施することを条件に、甲は乙に対して下記の祝福事項を実施する。

## （聖約事項）

第3条 乙は以下の事項を実施する。

- ・イエス・キリストを信じる。
- ・悔い改める。
- ・キリストの御名を受ける。
  - ・まわりにクリスチヤンだと公言し、クリスチヤンらしくふるまう。
  - ・教会員としての帰属意識を持ち、助け合う。
  - ・神の証人となる。
- ・キリストを常に覚えている。
  - ・毎日、祈りと聖典研究を行い、キリストの言葉と模範について考える。
  - ・毎週、教会の集会に参加する。
- ・キリストの戒めを守る。
  - ・神と隣人を愛する。

## （祝福事項）

第4条 甲は以下の事項を実施する。

- ・この世において乙に以下のもの与える。
  - ・キリストの教会の会員資格。
  - ・罪の赦し。
  - ・聖霊の賜物（1つ目の力）。
    - ・聖霊を常に伴侶にできる。
    - ・試練や苦難が多いこの世で、聖霊を通じて、神から直接、慰め、癒し、平安、導き、助け、力を受けることができる。
    - ・自分に起こる、あらゆることに、神の御業と愛を感じることができるようになり、試練や苦難を成長のためとすることができる。
  - ＊主に自分自身に影響を及ぼす力。
- ・次の世において乙に以下のもの与える。
  - ・第一の復活（福千年の最初に復活できる。）
  - ・救い。（日の栄えの王国において神とともに住む。）

## （契約の合意）

第5条 聖約事項に対する合意を示すため、乙は以下の儀式を受ける。

- ・水に沈めるバプテスマ
- ・聖霊の賜物を授けるための握手

## （契約の更新）

第6条 以下の儀式を受けることにより、この契約を定期的に更新する。

- ・聖餐

以上のとおり契約が締結されたことを証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙署名（記名）・押印の上、各自1通を保有する。

2025年 4月 1日

|     |       |    |
|-----|-------|----|
| 祝福者 | 父なる神  | ○印 |
| 聖約者 | 山田 太郎 | ○印 |

## 神 権 契 約 書

祝福者 父なる神（以下「甲」という。）と聖約者 山田 太郎（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

### （義務）

第1条 甲及び乙は、以下に定める各条項を履行しなければならない。

### （目的）

第2条 乙が下記の聖約事項を実施することを条件に、甲は乙に対して下記の祝福事項を実施する。

### （聖約事項）

第3条 乙は以下の事項を実施する。

- ・自分の召しを尊んで大いなるものとする。（教義と聖約84:33）

### （祝福事項）

第4条 甲は以下の事項を実施する。

- ・乙に以下のものを与える。
  - ・神権の権能と力（2つ目の力）。
  - ・バプテスマ、聖餐などの儀式を行うことができる。
  - ・家族や教員に対して癒しや祝福の儀式を行うことができる。
  - ・家族や教員のために導きを受けることができる。
  - ・家族や教員に奉仕するために必要な力。
- ＊主に自分の家族や教員に影響を及ぼす力。
- ・御靈により聖められて、その体が更新されること。（教義と聖約84:33）

### （契約の合意）

第5条 聖約事項に対する合意を示すため、乙は以下の儀式を受ける。

- ・神権を授けるための握手

以上のとおり契約が締結されたことを証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙署名（記名）・押印の上、各自1通を保有する。

2025年 4月 1日

祝福者 父なる神 ○印

聖約者 山田 太郎 ○印

# エ　ン　ダ　ウ　メ　ン　ト　契　約　書

祝福者 父なる神（以下「甲」という。）と聖約者 山田 太郎（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

## （義務）

第1条 甲及び乙は、以下に定める各条項を履行しなければならない。

## （目的）

第2条 乙が下記の聖約事項を実施することを条件に、甲は乙に対して下記の祝福事項を実施する。

## （聖約事項）

第3条 乙は以下の事項を実施する。

- ・従順の律法
  - ・神の戒めを守るように努める。
- ・犠牲の律法
  - ・打ち砕かれた心と悔いる靈をもって悔い改める。
- ・福音の律法
  - ・キリストの福音に従って生活する。
  - ・主を信じる信仰を働かせ、神と聖約を交わし、聖約を生涯にわたって守り、神と隣人を愛するという二つの大切な戒めに従う。
- ・純潔の律法
  - ・合法的な配偶者以外と性的な関係を持たない。
- ・奉獻の律法
  - ・主の王国（シオン）の建設のために、自分の時間、才能、財産を捧げる。

## （祝福事項）

第4条 甲は以下の事項を実施する。

- ・この世において乙に以下のもの与える。
  - ・神の目的と計画の深い知識、昇栄するために必要な知識と知恵。
  - ・聖靈の全き（3つ目の力）
    - ・神の御業をすべて行う力。
    - ・世界中に散らされたイスラエルを集めの力。
    - ・集めた生者と死者を結び固める力。
    - ・結び固められたイスラエルの大家族が住む主の王国（シオン）をこの地上に建設することができる力。
    - ・サタンの軍勢と戦う力。
    - ・奇跡を起こす力。
    - ・天から指示と守りを受ける。
    - ・希望、慰め、平安が増し加えられる。
  - \*全人類、生きている人々だけでなく、既に亡くなった人々にまで影響を及ぼす力。
- ・次の世において乙に以下のもの与える。
  - ・イエス・キリストから、直接、教えを受けること。
  - ・靈界で神の御業に携わる召し。
    - ・ひとやの人々に福音を宣べ伝える。
    - ・天使として、この世の人々を助ける。（自分の子孫の守護天使）
  - ・昇栄。（神のようになる）

## （契約の合意）

第5条 聖約事項に対する合意を示すため、乙は以下の儀式を受ける。

- ・イニシアトリ
- ・エンダウメント

以上のとおり契約が締結されたことを証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙署名（記名）・押印の上、各自1通を保有する。

2025年 4月 1日

|     |       |    |
|-----|-------|----|
| 祝福者 | 父なる神  | ○印 |
| 聖約者 | 山田 太郎 | ○印 |

# 家 族 の 結 び 固 め 契 約 書

祝福者 父なる神（以下「甲」という。）と聖約者 山田 太郎（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

## （義務）

第1条 甲及び乙は、以下に定める各条項を履行しなければならない。

## （目的）

第2条 乙が下記の聖約事項を実施することを条件に、甲は乙に対して下記の祝福事項を実施する。

## （聖約事項）

第3条 乙は以下の事項を実施する。

- ・配偶者と家族に忠実であり続ける。

## （祝福事項）

第4条 甲は以下の事項を実施する。

- ・乙に以下のものを与える。
  - ・永遠に家族と住むこと。（死が家族を分かたない）
  - ・昇栄。
    - ・神のようになる。天の父母のように自分の宇宙を創造し、靈の子供たちを設けることができるようになる。
  - ・栄光ある祝福、権能、名誉。

## （契約の合意）

第5条 聖約事項に対する合意を示すため、乙は以下の儀式を受ける。

- ・夫婦の結び固め
- ・親子の結び固め
  - ただし、結び固められた夫婦より生まれた子は、儀式を受けなくても自動的に結び固められる。

以上のとおり契約が締結されたことを証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙署名（記名）・押印の上、各自1通を保有する。

2025年 4月 1日

祝福者 父なる神 ○印

聖約者 山田 太郎 ○印